林俊夫・弁護士著 くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1990年1月号を読む

戸籍上の氏と名の変更

- 1. (1)戸籍上の氏や名の変更について相談を受けることがある。
 - (2)変更をしたい理由はいろいろであるが、社会生活において戸籍上の氏と名は、個人の同一性の認識にとって重要な意味をもっており、その自由な変更は社会に混乱をもたらすため、法律的には、いずれも一定の事由のある場合に限定してい家庭裁判所の許可が必要とされている。
 - (3)以下、離婚や離縁などの特殊な場合を除き、右の一定の事由について具体的に考察してみよう。
- 2. (1)氏の変更は、やむを得ない事由がある場合に認められる(戸籍法 107 条 1 項)。
 - (2)やむを得ない事由があるとして、氏の変更が認められる主要な場合は、次のとおりである。
 - ①珍奇のケース。赤禿(あかはげ)、朝、一寸八寸、入口(いりくち)、大工、亀、鯨、熊、加(くわえ)、三四、色摩(しかま)、尻釜、蝶々、天狗、腹巻、八月一日など。
 - ②難解・難読のケース。後垣内(うしろがきかない)、大漁(おおら)、書上(かきあげ)、姜(きょう)、忽那(くつな)、遁所(とんどころ)、蛇艸(はぐさ)、南国花(はいばら)など。
 - ③長年の通姓使用のケース。通姓を用いる動機としては、珍奇難解の姓・一字姓の回避、事実 上の結婚などいろいろである。
 - (3)その通姓が長年にわたり(通常は 20 年以上)、その人の社会生活に浸透してその表示手段として最適の氏となり、かえって戸籍上の氏を用いると社会生活に混乱をもたらす場合に認められる。
- 3. (1)反対に、氏の変更が認められない主要な場合として、
 - ①祭祀・家名の承継のケース。
 - ②僧職の地位取得・法流の承継のケース。
 - ③芸名を本名とするケース。
 - ④営業目的のケース。
 - ⑤姓名判断を理由とするケースなどがある、
 - (2)一般的には、氏の変更は、余程の理由がない限り認められないといえる。
- 4. (1)名の変更は、正当の事由がある場合に認められる(戸籍法 107 条 2 項)。氏の変更よりその 厳格性は多少緩和されている。
 - (2)正当の事由があるとして、名の変更が認められる主要な場合は、次のとおりである。
 - ①営業上の目的からする襲名のケース。

- ②同姓同名者があり社会生活上著しく支障のあるケース。
- ③神宮・僧侶となるための改名のケース。
- ④珍奇のケース。ウシ、おかめ、カマト、〆男、セミ、ナベ、パリ、羊、ヒモ、又金、ヲシメ など。
- ⑤難解・難読のケース。白(いさぎ)、五(かずお)、女子(じょうこ)、天干(たかゆき)、史子(ちかこ)、幸(みゆき)、快男(やすお)など。
- ⑥外人名と紛らわしいケース。ジュニア、トロシー、ハーバート、寿玉、徳蘭など。
- ⑦異性と紛らわしいケース。男性名が忠子(ただやす)、光枝(てるし)、典子(てんし)、女性名が明孝(あきこ)、アキラ、滋(しげる)など。
- ⑧長年(通常5、6年以上)の通名・雅号・ペンネームなどの使用のケース。
- 5. これに対し、名の変更が認められない主要な場合として、
 - ①犯罪を隠す・債権者を害すなどの違法目的のケース。
 - ②姓名判断など迷信的理由とするケースがある。